

船舶インシデント調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成28年5月1日 07時40分ごろ
発生場所	長崎県平戸市の ^{あづちおお} 山大島北東方沖 的山大島長崎鼻灯台から真方位122° 1,400m付近 (概位 北緯33° 30.2′ 東経129° 34.1′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{くみ} 玖姫Ⅱは、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年5月9日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 玖姫Ⅱ、5トン未満（長さ6.97m） 290-55508長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	本船は、釣りを終えて帰航する際、船長が、機関を始動することができなかったため、118番通報した。 本船は、帰港後、船長が確認したところ、「機関の動力取り出し軸からバッテリー充電用発電機を駆動しているVベルト」（以下「本件ベルト」という。）が切損しており、バッテリーが充電されずに過放電した状態であったことが判明した。 本件ベルトは、10年以上使用されていた。 本船は、船長が本件ベルトを交換してバッテリーを充電したところ、主機が正常に運転できるようになった。
分析	本船は、本件ベルトが切損したことから、バッテリーが充電されずに過放電し、主機が始動できなくなったものと考えられる。 本件ベルトは、10年以上使用されていたことから、材料が劣化して切損した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、本件ベルトが切損したため、バッテリーが充電されずに過放電し、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・Vベルト類は、張り具合や損傷の有無を定期的に点検し、運転時

	間や使用期間を考慮し、定期的に交換することが望ましい。
--	-----------------------------